

## 令和 7 年度岡山県食中毒注意報等発令要領

### I 目的

食中毒の発生しやすい気象等の条件となり、食中毒の多発が予想される場合に食中毒注意報（以下「注意報」という）を、食中毒の多発等によりさらなる注意喚起が必要な事態が生じた場合に食中毒警報（以下「警報」という）を発令し、県民及び食品関係営業者に対し、食品の取扱い及び食品衛生に関する注意を喚起することにより、食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生意識の高揚を図る。

### II 注意報等の発令者

岡山県

### III 注意報について

#### 1 発令対象期間

夏季 令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

冬季 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### 2 発令

##### （1）発令の条件

次のア～ウのいずれかに該当する場合

ア 夏季の発令対象期間において、大阪管区岡山地方気象台で観測された日最高気温と日平均湿度が、3 日間連続で次のいずれかの条件を満たした場合

|       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 温度(℃) | 25 以上 | 26 以上 | 27 以上 | 28 以上 | 29 以上 | 30 以上 |
| 湿度(%) | 75 以上 | 72 以上 | 69 以上 | 66 以上 | 63 以上 | 60 以上 |

イ 冬季の発令対象期間において、岡山県の感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の定点当たり人が、次のいずれかの条件を満たした場合

a 定点当たり人が、10 以上になった場合

b 定点当たり人が、前週に対して 2.0 倍以上増加した場合

c 定点当たり人が、2 週間連続で 1.1 倍以上増加した場合

ウ その他、ア、イに関わらず発令者が必要と判断した場合

##### （2）発令区域

注意報の発令区域は、県内全域とする。

##### （3）発令の有効期間

この注意報の有効期間は、発令したときから有効とし、その後は特に解除を指令する場合を除き、発令対象期間の終了をもって自動的に解除されるものとする。

### **3 発令事務の取扱い**

#### **(1) 保健医療部生活衛生課**

##### **ア 発令条件の収集**

発令に必要な気象条件及び感染症発生動向の情報を収集し、食中毒発令条件記録表（別記様式1、別記様式2）に記録する。

##### **イ 発令**

発令条件に該当するときは、ただちに発令するかどうかの協議を行い、発令を決定した場合は、その旨を関係部課、県教育委員会、各保健所、岡山市、倉敷市及び報道機関等に連絡する。

#### **(2) 保健所**

ア 発令の旨を管内の食品衛生協会など関係団体、関係者及び地域住民に対し広報し、注意を喚起する。

イ 食品衛生監視員は、飲食店営業、給食施設等に対し、発令の趣旨及び食品衛生上の注意等の周知を図り、必要に応じて監視指導を行う。

ウ 注意報発令中は、必要に応じて食中毒防止に関する広報体制を強化する。

（ホームページ、広報車、電話、ファクシミリ、懸垂幕、市町村広報紙、ケーブルテレビ等）

## **IV 警報について**

### **1 発令**

#### **(1) 発令の条件**

注意報発令中に、食中毒の多発等によりさらなる注意喚起が必要な事態が生じた場合

#### **(2) 発令区域**

警報の発令区域は、県内全域とする。

### **2 発令事務の取扱い**

#### **(1) 保健医療部生活衛生課**

発令条件に該当するときは、ただちに発令するかどうかの協議を行い、発令を決定した場合は、その旨を関係部課、県教育委員会、各保健所、岡山市、倉敷市及び報道機関等に連絡する。

#### **(2) 保健所**

注意報発令事務の取扱いに準ずる。